

自家調剤における制限事項一覧表

【別 表】

(○は請求可、×は請求不可)

調剤報酬の内訳		事業主及び従業員の自営(勤務)薬局での調剤 (本店、支店間における調剤を含む)	本人	家族
請求項目	調剤技術料	調剤基本料（1・2・3）	○	○
		特別調剤基本料	○	○
		地域支援体制加算（1・2・3・4）	○	○
		後発医薬品調剤体制加算（1・2・3）	○	○
		連携強化加算	○	○
		分割調剤	×	×
		薬剤調製料（内服・屯服・浸煎・湯葉・注射・外用・内服用滴剤）	×	×
		外来服薬支援料2	×	×
		嚥下困難者用製剤加算	×	×
		無菌製剤処理加算	×	×
		麻薬等加算（麻薬・向精神薬・覚せい剤原料・毒薬）	×	×
		自家製剤加算	×	×
		計量混合調剤加算	×	×
		時間外・深夜・休日加算	×	×
		在宅薬学総合体制加算（1・2）	×	×
		医療DX推進体制整備加算	○	○
		薬学管理料【全項目請求不可】 (調剤管理料・服薬管理指導料・かかりつけ薬剤師指導料・服薬情報等提供料・外来服薬支援料等)	×	×
		薬剤料	○	○
		特定保険医療材料	○	○

注) 事業主、従業員、家族とも本支店関係にある薬局での調剤は自家調剤扱いとなります。



ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。